

返戻金制度について

株式会社アイダス・ユニバーサル（以下「当社」という）は、当社が紹介した採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により、雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

ただし、求職書に対する処遇及び労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、協議の上、金額を決めることとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| 2. 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

成功報酬の返戻については、その事由に発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社が申し出を受領した時点より 30 日営業日以内に返金を行います。

本件、制度の詳細・適用については個別に書く求人者との取引において定めます。

許可番号	11・ユ・301242
事業所の名称	株式会社アイダス・ユニバーサル
事業所の所在地	〒338-0811 埼玉県さいたま市桜区大字白楸 133